

### ③ 超急性期脳卒中加算の見直し

#### 第1 基本的な考え方

医師少数区域の医療機関において、専門的な医師が不在である場合に、基幹施設との適切な連携により急性期脳梗塞の患者に対する t-PA 療法を実施することを推進する観点から、超急性期脳卒中加算について要件を見直す。

#### 第2 具体的な内容

1. 医師少数区域に所在する医療機関について、専門的な施設との連携の下で、脳梗塞発症後に t-PA 療法を迅速に実施した場合に、超急性期脳卒中加算を算定可能とする。
2. 超急性期脳卒中加算の施設基準のうち、専門的な施設との連携の下で脳卒中の診療を行う医療機関について、専用の治療室及び脳外科的処置が迅速に行える体制の整備に係る要件を緩和する。

改定案	現行
<p>【超急性期脳卒中加算】 [施設基準]</p> <p>六の三 超急性期脳卒中加算の施設基準等</p> <p>(1) 超急性期脳卒中加算の施設基準 イ 次のいずれかに該当すること。            ① (略)            ② 次のいずれにも該当すること。</p> <p>1 当該保険医療機関（別表第六の二に掲げる地域又は医療法第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域に所在する保険医療機関に限る。）内に、脳卒中の診療に関する研修を受けた専任の常勤医</p>	<p>【超急性期脳卒中加算】 [施設基準]</p> <p>六の三 超急性期脳卒中加算の施設基準等</p> <p>(1) 超急性期脳卒中加算の施設基準 イ 次のいずれかに該当すること。            ① (略)            ② 次のいずれにも該当すること。</p> <p>1 当該保険医療機関（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関に限る。）内に、脳卒中の診療に関する研修を受けた専任の常勤医師が一名以上配置されていること。</p>

<p>師が一名以上配置されて いること。</p> <p>2 (略) 口・ハ (略)</p>	<p>2 (略) 口・ハ (略)</p>
<p>1 超急性期脳卒中加算に関する施設基準</p> <p>(1) 次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア (略) イ 次のいずれも満たしていること。</p> <p>(イ) 「<u>基本診療料の施設基準等</u>」別表第六の二に掲げる<u>地域又は医療法第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域</u>に所在する保険医療機関であって、超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制が構築されていること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>(2) 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。<u>ただし、(1)のイに該当する保険医療機関であって、連携する保険医療機関において脳外科的処置を迅速に行える体制が整備されている場合においては、この限りではない。</u></p> <p>(3) <u>(1)のアに該当する保険医療機関においては、脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。</u>ただし、ICUやSCUと兼用であっても構わないものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>1 超急性期脳卒中加算に関する施設基準</p> <p>(1) 次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア (略) イ 次のいずれも満たしていること。</p> <p>(イ) 「<u>基本診療料の施設基準等</u>」別表第六の二に掲げる<u>地域に所在する保険医療機関であって、超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制が構築されていること。</u></p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>(2) 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。</p> <p>(3) 脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。ただし、ICUやSCUと兼用であっても構わないものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>